

## ○宜野湾市地域密着型サービス事業所における運営推進会議設置運営要領

平成 30 年 9 月 6 日

### 1 目的

この要領は、「指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 36 号）における運営推進会議の設置及び運営に関し必要な事項を定め、地域密着型サービス事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上を図る事を目的とする。

### 2 運営推進会議の趣旨

運営推進会議は、利用者、利用者家族、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、事業所が提供している内容等を明らかにすることにより、①事業所による「抱え込み」防止、②運営の透明性の確保、③地域との連携の確保、④地域に開かれたサービスとしてサービスの質の確保を図ることを目的として事業所自ら設置するものとする。

### 3 設置対象事業所及び開催頻度

(1) 運営推進会議は原則として、次の事業を実施する事業所ごとに設置を必要とする。

- ア 指定地域密着型通所介護
- イ 指定（介護予防）認知症対応型通所介護
- ウ 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- エ 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護

(2) 運営推進会議の開催は原則として事業所ごとの設置となるが、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成促進等の観点から、以下の要件を満たす場合には複数の地域密着型事業所の合同開催も可能とする。

- ア 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報、プライバシーを保護すること。
- イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- ウ 合同で開催する回数が 1 年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。（前第（1）号ア及びイの事業所は除く）
- エ 外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。

(3) 運営推進会議の開催頻度は次のとおりとする。

前第（1）号ア又はイの事業所については概ね 6 ヶ月に 1 回以上とし、前第（1）号ウ又はエの事業所等は概ね 2 か月に 1 回以上とする。

- (4) 事業所は、運営推進会議の設置にあたり、速やかに「宜野湾市地域密着型サービス事業所運営推進会議設置届出書」(第1号様式)を宜野湾市へ提出すること。

#### 4 構成委員に関すること

- (1) 運営推進会議の構成員は以下のとおりとする。

- ア 利用者又は利用者の家族
- イ 地域住民の代表者
- ウ 市職員
- エ 当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員
- オ 当該事業所が提供するサービスについて知見を有する者

- (2) 事業所は、前第(1)号のア～オの分野より各1人以上、計5人以上の参加を原則とする。

- (3) 「地域住民の代表者」とは、自治会役員、民生委員、老人クラブ等の代表者を示す。  
「当該サービスに知見を有する者」とは、学識経験者、他法人事業所・施設等管理者、高齢者福祉施設等ボランティア、協力医療機関等の医師・看護師、その他高齢者福祉や認知症ケアに携わる者等を示す。

- (4) 構成委員への就任依頼あたっては、各事業所から依頼することとする。各分野の委員の確保が困難な場合には、その理由について事前に宜野湾市へ報告すること。

#### 5 議事内容に関する記録について

- (1) 事業所は、運営推進会議の内容について、次に掲げる報告書を作成すること。当該様式以外の特筆すべき事項(相談や困難事例)や自己評価及び外部評価の実施内容についても、その概要を記録すること。

- ア 利用者状況報告書(指定地域密着型通所介護、指定(介護予防)認知症対応型通所介護は第2号様式、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護は第3号様式)
- イ 活動状況報告書(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は第4号様式、指定地域密着型通所介護、指定(介護予防)認知症対応型通所介護、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護は第5号様式)

#### 6 議事内容に関する報告について

- (1) 事業所は、第1号様式にて報告されている運営推進会議の構成員がやむを得ず会議に参加できない場合は、当該委員に利用者状況及び活動情報報告書を送付すること。
- (2) 事業所は、運営推進会議開催後、宜野湾市へ速やかに運営推進会議開催報告書(第6号様式)を提出すること。

## 7 議事内容の公表について

- (1) 事業所は、会議の内容について事業所の窓口等、利用者・利用者家族、その他訪問者が見やすい場所へ設置または掲示し、ホームページへ掲載すること。また、当該記録が閲覧できる旨、運営推進会議をはじめ、地域の集会や回覧板等で周知すること。
  
- (2) 事業所は、会議内容の公表にあたっては、利用者及び家族等個人を特定する可能性の高い情報について表現方法の工夫等、利用者個人のプライバシーに十分配慮すること。なお、公表する記録については前掲の様式以外を用いても差支えない。

## 8 記録の保管について

事業所は、利用者状況報告書及び活動報告書、運営推進会議開催報告書の記録について、開催日の翌日から起算して2年間保存すること。

## 附則

この要領は、平成30年9月6日から施行する。